

■ 宿泊税（観光目的税）の制度設計

	具体的内容	
税の名称	宿泊税	
税導入の目的	県は、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心して快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。	
想定される税収の使途	(1)安全・安心して快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全） (2)県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化 (3)観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり (4)観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 (5)地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進 (6)市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）	第1条
課税客体	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊	第3条
納税義務者	沖縄県内の宿泊施設における宿泊者	
徴収方法	宿泊施設の経営者、その他宿泊税の徴収の便宜を有する者による特別徴収	
課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金	
課税免除	(1)学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の学生等又は当該学生等を引率する者が当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合の当該宿泊 (2)学生等が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会に参加するために宿泊する場合の当該宿泊	第4条
税率	定率2%（ただし、税額2,000円を上限とする） 県と併せて市町村（※）が宿泊税を課する場合 県税：定率0.8%（ただし、税額800円を上限とする。） ※ 本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市 市町村税：定率1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。）	第6条 附則第4項
税収規模試算	約77.8億円（うち徴税コスト約4.6億円※特別徴収義務者への報償金に加え、人件費等を含む）	

『沖縄県宿泊税条例』の概要

目的 (第1条)

県は、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心して快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。

賦課徴収 (第2条)

宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び沖縄県税条例第1章の定めるところによる。

課税要件

納税義務者等 (第3条)	(課税客体) 次に掲げる業に係る施設（宿泊施設）における宿泊 (1) 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業 (2) 国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業 (3) 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業 (納税義務者) 沖縄県内の宿泊施設における宿泊者
課税免除 (第4条)	(1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の学生等又は当該学生等を引率する者が当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合の当該宿泊 (2) 学生等又は当該学生等を引率する者が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会に参加するために宿泊する場合の当該宿泊
課税標準 (第5条)	宿泊税の課税標準は、1人1泊当たりの宿泊料金（いわゆる「素泊まり料金」）とする。ただし、当該宿泊料金が10万円を超える場合には、10万円とする。
税率 (第6条)	宿泊税の税率は、100分の2とする。

納税義務の消滅 (第11条)

知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合等においては、当該特別徴収義務者の申請により、その納入の義務を免除するなどする。

罰則 (第16条)

- 次の各号のいずれかに該当する者
- 証票を掲示しなかった者又は証票を他人に貸し付け若しくは譲り渡した者
 - 証票を知事に返さなかった者
 - 帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は帳簿を隠匿した者
 - 帳簿を5年間保存しなかった者

規則委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(第18条)

租税手続

徴収の方法 (第7条)

宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

特別徴収義務者 (第8条)

- 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者とする。
- ①にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項に規定する者以外の者で宿泊税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

特別徴収義務者としての登録等 (第9条)

(登録手続) 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

(証票の掲示義務等) 登録手続を行い、知事から証票の交付を受けた者は、その証票を当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内にその証票を知事に返さなければならない。

申告納入 (第10条)

(原則) 毎月末日までに、前月分の宿泊税について知事に申告納入しなければならない。

(例外) 一定の要件に該当するものとして知事が指定した者である場合には、3月に1回の申告納入となる。

特別徴収義務者の帳簿の記載義務等 (第12条)

(記載・作成の義務)

- 宿泊税額等を帳簿に記載しなければならない。
- 宿泊料金等が記載された売上伝票等の書類を作成しなければならない。

(保存の義務)

5年間保存しなければならない。

※ 一定の要件のもと、電磁的記録の保存等をもって帳簿又は書類の保存に代えることができる。(第13条、第14条、第15条)

制定附則

(施行期日) (1項)
公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日

(税率の特例) (4項)

宿泊税を課す市町村に所在する宿泊施設に係る宿泊税の税率は、100分の0.8とする。

※ その他適用区分(2項)、経過措置(3項)及び準備行為(6項)に関する規定がある。

(事務処理の特例) (5項)

賦課徴収に関する事務は、宿泊税課税市町村に処理させるものとする。

(検討) (7項)

県は、令和11年度を目途に、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※上記の他、犯則事件の調査及び処分に関する所要の規定(第17条)がある。